

防衛省防衛研究所仕様書

件 名	戦史研究センター史料室配信動画の制作役務	作 成	戦史研究センター史料室
1. 適用範囲 この仕様書は、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室（以下、「史料室」という。）配信動画の制作支援役務について規定する。 2. 役務の概要 戦史研究センター及び同史料室の沿革、所蔵史料等について紹介する配信用動画を官側が提供する史料、写真等を基に制作する。 3. 役務の内容 (1) 制作コンセプト ア 戦史研究センター及び同史料室の沿革及び活動等について、国内外に幅広く情報発信し、より一層の理解の促進を図ることを目的とする。 イ 幅広い年代層（特に若年層）をターゲットとして制作する。 ウ 各動画のテーマと内容の概要については別紙1のとおり。 (2) 工程及び日程管理等 ア 工程管理者の指定 契約相手方は、契約締結後速やかに、作業工程を管理し、また官側との連絡調整を行う工程管理者を1名指定し、その氏名及び連絡先を官側に提出する。 イ 工程・日程管理 契約相手方は工程表の案を作成して官側に提出し、その承認を得て作業を進行する。工程に変更が生じる場合は、遅滞なく工程表を改定して官側の承認を得なければならない。 ウ 連絡調整 契約相手方は官側との連絡を密にし、必要に応じ官側に指示を求めるものとする。 (3) 制作支援要領等 ア 動画制作に伴う企画書の提出 契約相手方は、動画制作にあたり、まず、3.（1）ウの各動画のテーマと内容の概要を基に官側と調整し、企画、構成、演出等を含んだ企画書及びこれに基づくシナリオ原稿及び絵コンテ（絵コンテについては努力義務）を提出し、官側の承認を得ること。 イ 動画時間 5～6分程度を想定するが、内容に応じ官側と協議の上調整するものとする。 ウ 動画編集 契約相手方は3.（3）アの企画書により、編集等を行う。 エ 動画に必要な素材 官側で提供する史料・写真等以外に必要な素材については、契約相手方が準備するものとする。 オ ナレーション 動画内容が効果的になるようにナレーションを適切に入れること。内容については官側と事前に調整すること。 カ テロップ 3.（3）アに基づき必要なところにテロップをつけること。 キ BGM 3.（3）アに基づきBGMを準備するものとし、BGM使用に伴う著作権等の諸手続きについては、契約相手方が行う。 ク 3DCG 官側が指定する歴代の旧戦史室屋舎等（別紙2）を3DCGで表現（別紙1にあるイメージURLの動画を参照としつつ、業者側で最適な形で表現する）し、動画内で使用すること。（旧戦史室屋舎等の図面もしくは四方から撮影した写真はない） ケ 演出 幅広い年代層に理解が得られる配信動画として相応しい演出を加えること。			

コ 校正

契約相手方は、完成までに官側による内容の確認及び修正指示の機会を最低3回は設けるものとする。

サ 納品

完成した動画については、4K画質の動画データにて納品する。

シ 配信

完成した動画については、YouTube内の防衛省防衛研究所公式チャンネルにおいて配信を行うものとする。また、YouTube以外に防衛研究所ホームページへ掲載、防衛研究所庁舎内のデジタルサイネージ等での放映、X（旧 Twitter）及び Facebook を利用した配信についても行う場合がある。

4. 納入場所

防衛研究所

5. 納 期

令和7年1月31日（金）

6. 検 査

3項に基づき目視検査を実施する。

7. 契約相手方に関する条件

契約相手方は、過去3年以内に中央省庁へ広報用動画を制作・納入した実績があることとし、実績が確認できる資料を官側に提出すること。その際、動画配信サイトのURLもしくは動画名を記載すること。

8. その他

- (1) 契約相手方は、本件実施にあたっては確実、迅速に実施するものとし、官側が必要とする場合は適時来所の上協議し、納品に遅滞を招かないようにしなければならない。
- (2) 契約相手方は、不測の事態により、仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、契約相手方は作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (3) 本業務で作成した動画の著作権等の権利については、全て官側に帰属する。ただし、音楽及び各社が所有する素材を挿入した場合や、報道映像等を使用した場合は、それにかかる著作権は保護される。
- (4) 契約相手方は、本件を実施するにあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、守秘義務を負い、その効力は本契約終了後も継続するものとする。
- (5) 契約相手方の責めに帰すべき事由により、官側または第三者に損害を与えた場合、契約相手方は損害賠償の責を負うものとする。
- (6) 官側から借り受けた資料（データも含む。）の管理については亡失、流出等がないよう十分な管理体制をもって行うこととし、亡失又は流出の事象が発生した場合には速やかに官側に報告するものとする。
- (7) 契約の適用基準は、関係法令による。
- (8) この仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側と協議する。

動画のテーマと内容の概要

1 テーマ：戦史研究センターの沿革（仮）

- 2 内容の概要：戦史研究センターは、令和 7 年で創設 70 周年を迎える。よって、70 年前の昭和 30 年 8 月に戦史室として発足してから、現在の戦史研究センターとなるまでの足取り（沿革）（付紙「防衛研究所戦史研究センター及び史料室の沿革」）を、特に史料の収集・管理・公開と合わせてまとめたものとしたい。写真（別紙 2 に示す建物は 3DCG で表現）、史料の動画、アニメーション、音響などを多用するものとする。イメージとして考えている技術的なレベルは、以下の URL と同等若しくは以上である。

<https://www.youtube.com/watch?v=uTnUYwv7zUc>

（三菱 UFJ 信託銀行信託博物館「信託への架け橋」※サンプル動画に関して信託博物館及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社への問い合わせはご遠慮下さい。）

防衛研究所戦史研究センター及び史料室の沿革					付 紙
時間	年代	主要年表	内容	画 像	
	昭和20年	8月15日	昭和 20 年 8 月 14 日、日本政府は閣議でポツダム宣言受諾を決定するとともに重要 機密文書の焼却を命令した。これに基づき陸海軍は、それぞれの部隊・官衙・学校などに対し、機密文書の焼却を指令した。陸軍省や参謀本部のあった市ヶ谷各、海軍省、や軍令部のあった霞ヶ関などでは、何日間も炎と煙が立ち上がったという。また、侍 従武官府が保管していた上奏書類も焼却された。このため、陸海軍の重要書類は、終戦時にほとんど散逸、消滅した。 終戦後、復員省の中に戦犯追及に対処して史実調査部が設けられたが廃止され、その後進駐軍の要請に基づき史料調査部が復員局の中に設けられ、米軍の対日戦史調査の援助をした。史料調査部では昭和27年に大東亜戦争全史四巻を発表した。後にこの整理部から多くの人が貴重な史料とともに戦史室に転用される。		
	昭和25年	8月10日	警察予備隊発足以降、保安隊、自衛隊と発展するにつれ、戦史研究の必要が痛感されるようになる。		
	昭和27年	8月1日	※保安研修所として越中島に発足		庁舎
	昭和29年	6月10日	戦史調査研究機関設立の準備着手 西浦 進 元陸軍大佐 寺崎隆治 元海軍大佐 防衛研修所に配置（非常勤） 西浦進、寺崎隆治両元陸海軍大佐が、非常勤として防衛研修所に配属され、戦史調査研究機関発足の準備に着手		
		7月1日	※保安研修所から防衛研修所と改称	8月15日、庁舎は中野区団町の警察学校内施設に移転	庁舎

1

時間	年代	主要年表	内容	画 像
	昭和30年	6月7日	・戦史室を陸上自衛隊幹部学校（小平）に置くこと ・戦史室の業務を「主として資料の収集整理と戦史の編纂及び戦訓の抽出を行うこと」が決まる。	
		7月6日	・庁議において、戦史史料の調査研究に関する方針が決定された。特に戦史室の業務方針を明確にするために「戦史委員会」を設けること、合同作業の場を北多摩郡小平町の陸上自衛隊幹部学校に置き、「戦史室」と呼ぶことであった。また、戦史室の業務は、「主として資料の収集整理と戦史の編纂及び戦訓の抽出を行うこと」とされた。	
		8月16日	戦史委員会の関する内訓制定（昭和30年庁内訓第2号） 戦史に関する研究方針及び戦史資料の編集等に関する重要事項の決定に関し、防衛庁長官の諮問に応ずるため戦史委員会を設置することとした。	・小平駐屯地内武道場 ・戦史室の組織 P93
		8月22日	戦史室は小平の陸上自衛隊幹部学校に配属される。 陸上自衛隊幹部学校に戦史室要員を増加配属することとした。 陸上幕僚長指示第129号により（自衛官10名、事務官等10名） 戦史室を戦史に関する調査研究及び編纂機関として発足させる見通しを確立した。 第1回戦史委員会	

2

時間	年代	主要年表	内容	西 像
	昭和30年	10月20日	陸上自衛隊幹部学校に戦史室創設（小平） 戦史室長 西浦進 元陸軍大佐（陸士34期）	西浦元陸軍大佐が戦史室長に任ぜられ、戦史室が陸上自衛隊幹部学校戦史室として東京都北多摩郡小平町の元陸軍経理学校の剣道場跡に創設された。史料庫などは遺構の一部を借りて開設した。 戦史室が陸、海、空統合の調査機関である性格上、これを昭和31年度から防衛研究所の管理に移すこととした。 西浦進を事務官に採用し、戦史室長に任命した。 第2回戦史委員会（30.11.1庁議決定）
		10月25日	第2回の戦史委員会において昭和31年度から防衛研究所が戦史室を管理することが定められた。	
		10月27日	戦史室業務の大綱決定	
		12月15日	10か年の業務の大綱（長期計画）定められる。 1 太平洋戦争戦史資料を収集整理する。 2 太平洋戦争戦史を編さんする。 3 前二項に伴い得られる戦訓を整理集録する。 資料収集要領は、散逸亡失の恐れのある資料を、戦史編さんの順序の先後を問わず、全分野にわたって速やかに収集するとともに、収集すべき主要資料は、関係者の作業・談話・遺稿等、内外公刊資料、散在する陸海軍関係書類および接收された軍事記録等とした。 ・陸海軍の重要書類は、終戦時にほとんど散逸、消滅した。また、連合軍の進駐後、米軍は残存する陸海軍資料を徹底的に探索・押収して米本国に持ち帰った。これらと資料収集開始まで10年間の空白を生じた事情が、その後の戦史編さんに筆舌に尽くし難い困難を生じる原因となった。 第3回戦史委員会（30.12.27庁議了解）	

3

時間	年代	主要年表	内容	画 像
	昭和31年	4月1日	戦史室要員を防衛研究所に所属替え（陸上幕僚長指示第24号（31.3.10））	
		4月3日	※防衛研究所庁舎、霞が関に移転	
		5月16日	戦史室を防衛研究所に編入 任務は、戦史に関する調査研究及び戦史の編さんを行う。 総理府令第36号により防衛研究所に編入される。そして、「戦史に関する調査研究及び戦史の編さん」という基本任務が示される。 昭和31年総理府令第36号	
		12月24日	戦史室移転 小平→芝浦へ 芝浦米軍施設の返還に伴い戦史室は芝浦に移転した。小平に1年余り、芝浦に3年半位置することとなる。この間、資料収集と戦史編さんの業務はたゆみなく進められていた。戦史室開設の頃、引揚援護局から譲り受けた資料は約1万件であったが、歴戦者、特に高齢の将軍・提督が逐次死亡する情勢下にあったので、編さん順序の先後を問わず、各人が全分野にわたり昭和35年度末までに資料収集を終わるように努めた。 貴重な史料は、既存の不燃庫に格納されたが、その他の資料は、急増のハットメントに収められた。昭和33年5月に至り、徳川義親氏の厚意により、旧徳川邸内に所在する徳川書庫（徳川林政史研究所付属書庫）内の80㎡に格納できることとなり、昭和33年12月から2年間にわたり約12000件の資料を保管した。 ・終戦時に焼却されず、連合国軍に押収されなかった陸海軍の文書は、復員省を経て厚生省徴員局に引き継がれた関係で、厚生省は陸海軍関係残存資料や新たに作成した文書を保有していたが、これらのうち戦争や作戦に関係のある文書が逐次戦史室に移管された。その他、個人あるいはグループで保管され、もしくは収集した史料も逐次戦史室に引き継がれた。昭和30年7月厚生省引揚援護局から13316冊移管された。	・元海軍経理学校跡 （港区芝海岸通り5丁目）

4

時間	年代	主要年表	内容	画像
	昭和33年	4月10日	米国から旧陸、海軍史料の返還を受ける。 次発教育第6号(33.2.10)に基づき、横浜埠頭倉庫より戦史室に搬入された。	
		4月12日	米国からの返還資料約41000件が到着し、横浜埠頭倉庫から戦史室に搬入された。戦史室の陣容整理と史料の増大化につれて、その恒久配置が問題となり、戦史室としては、資料保管施設の地積、旧軍人からの聞き取り等の便宜等の関係から、市ヶ谷を希望した。 ・長い外交折衝を経て昭和33年4月、米国国務省国有公文書部(National Archives)に保管されていた日本海軍関係押収文書など約41000件が日本に返還された。防衛研究所が返還資料を受け取り戦史室が保管した。 押収された文書のうち、返還されなかったものがあり、返還された分についても、その内容の脱落している部分が相当に多い。	・大日記 ・公文備考
		4月27日	※防衛研究所庁舎、目黒区中目黒の旧海軍技術研究所跡に移転	

5

時間	年代	主要年表	内容	画像
	昭和35年	4月30日	戦史室史料庫、市ヶ谷に新設 戦史室へ引き渡し(延720㎡)35.5.1 戦史史料収蔵開始35.5.9	戦史室母板 史料庫
		5月13日	戦史室移転 芝浦⇒市ヶ谷	戦史室 (元陸士高等官集会所)
	昭和36年	4月14日 10月22日	高松宮殿下 秩父宮妃殿下 御来室	高松宮殿下 秩父宮妃殿下 御来室
		7月15日	戦史史料、部外に対する閲覧の便宜を開始 「史料の貸し出し閲覧および複製に関する規定」を内規として定め、業務に支障のない範囲において部外に対する閲覧の便宜を開始した。	
	昭和37年	1月16日	東久通盛厚王 御来室	
	昭和38年	6月6日 7月5日	朝香宮殿下 三笠宮殿下 御来室	三笠宮殿下 御来室
		2月10日	第1回戦史懇談会が開かれた。この懇談会は、戦史委員会のように長官の諮問に応じるという性格のものではないが、構成員は戦史委員会と同様であった。	
	昭和39年	3月末	史料の収集は約10万件に達する。	
		5月28日	※防衛研究所図書館庁舎完成	

6

時間	年代	主要年表	内容	画像
	昭和40年	9月8日	参事官会議で、昭和50年度末までに91巻の戦史を刊行することを骨子とする第2次の長期計画が成立した。そして、同年11月18日、防衛事務次官から防衛研修所長に「太平洋戦争戦史の編さん及び刊行」について通達が出された。	
		11月8日	太平洋戦争戦史の刊行決定 昭和41年～50年度全91巻	
		12月	史料庫の閲覧室が竣工	
		12月24日	竹田宮恒徳王 御来室	
	昭和41年	4月1日	戦史叢書刊行のための刊行事務室を設置	
		8月20日	戦史叢書No.1「マレー進攻作戦」発行（朝雲新聞社発行）	戦史叢書 戦史叢書チラシ
	昭和45年	11月5日	西浦進 戦史室長病没 島貫武治（陸士36期）が、第2代目戦史室長就任	
	昭和46年	7月10日	国立公文書館が発足したのに伴い、戦史室も国立公文書館の公開要領に準じて一般公開を積極的に行うこととなった。	

7

時間	年代	主要年表	内容	画像
	昭和48年	2月26日	1 大本営陸軍部「大東亜戦争開戦経緯」の刊行決定 2 全91巻を全96巻に変更	防教育第125号（40.11.18）により、戦争指導史にかかる部分の保留を解除し、この題名を「大本営陸軍部 大東亜戦争開戦経緯」とし、また刊行計画の範囲に支那事変陸軍作戦を加えることとした。
		5月22日	戦史室長と所長との間において、戦史室は市ヶ谷から目黒に移す、史料庫も目黒に作るという大綱に合意する。	
	昭和50年	3月28日	※防衛研修所新庁舎（本館）完成	戦史叢書 戦史叢書チラシ
		4月22日	戦史叢書6巻の追加編さん刊行を決定（通巻全102巻となる） 防衛事務次官通達で、通巻102巻をもって戦史叢書の刊行を完結することとする。 防人教第1738号（50.4.22）、49年度以降の刊行計画目標を修正するとともに新たに6巻を追加し、通巻102巻をもって編さん及び刊行を完結することとした。	
	昭和51年	5月10日	戦史室を戦史部に改編発足	昭和51年総理府令第24号
		8月30日	戦史叢書96巻の刊行完成	戦史叢書No.96「南方方面海軍作戦（3）」発行
	昭和54年	12月11日	新庁舎（目黒）に移転	
		12月28日	1 戦史部の新庁舎が目黒地区内の旧6号館跡地に建設され、戦史部は昭和54年12月28日、市ヶ谷駐屯地から移転した。 2 戦史部庁舎の1階に史料閲覧室と4層の史料庫が設けられた。 （（戦史部庁舎完成） 資料収集の努力によって、戦史叢書の公刊が完了する昭和54年度末までに約124000件に及ぶ資料を保有することができた。このうち陸軍関係が約83000件、海軍関係が約33000件、陸海軍関係以外の資料が約8000件である。）	

8

時間	年代	主要年表	内容	画 像
昭和55年	1月20日	戦史叢書追加6巻の刊行完成	昭和55年1月20日までに戦史叢書102巻の刊行を完了するに至った。 戦史叢書No.102「陸、海軍年表」	
	4月5日	※図書加を新設 企画班史料係を図書館に振り替え	※内部組織の改編により図書館を新設 55年防衛庁訓令第13号 防衛庁付属機関組織規程の改正により、教育部教務課図書係と戦史部企画班史料係が統合され、新たに「図書館」が総務課、研究部、戦史部、教育部と並び組織として設置された。 旧陸海軍の建軍当時の歴史的に貴重な史料約116000冊、戦史関連図書約3万冊を蔵書	
	9月18日	戦史資料の一般公開が指示	防衛事務次官から発せられた通達「防衛庁本庁における情報提供に関する改善措置等について」により、防衛庁における情報公開は、防衛研究所図書館が行うとされ、戦史資料の一般公開が指示された。	
昭和57年	3月		昭和57年度から予算措置を行い、平成2年度までに約1700冊のマイクロ化を終了した。引き続き平成3年度から第2次マイクロ化10カ年計画として、史料価値の大きな陸軍省大日記を優先してマイクロ化を実施することとなった。	
昭和60年	4月6日	※防衛研究所を防衛研究所に改編発足	防衛研究所を防衛研究所に改編発足に伴い、企画班を業務班に改称 60年防衛庁訓令第19号	
昭和62年	7月1日		部内組織として外国戦史研究股及び史料班を設置 防衛発案第179号（62.6.22）	

9

時間	年代	主要年表	内容	画 像
平成10年	3月	『防衛研究所戦史部年報』創刊	『防衛研究所戦史部年報』は、平成10年3月に創刊し、平成12年、名称を防衛研究所『戦史研究年報』と改めた。	
平成11年	12月	防衛研究所ホームページ開設	インターネット上において情報発信を行うため、平成11年12月に防衛研究所ホームページを開設した。目次構成は、概要及び任務、組織、沿革、防衛研究所の活動の重点、史料閲覧室である。	
平成12年度			「図書館情報処理システム」を「防衛研究所電算機システム」に更新した。本システムは、メインシステムの「汎用システム」とサブシステムの「図書システム」及び「戦史史料システム」から構成された。	

10

時間	年代	主要年表	内容	画像
	平成13年	4月1日	総務大臣告示により、情報公開法から除外される施設として防衛研究所図書館（史料閲覧室）が指定	
		11月30日	アジア歴史資料センター開設（防衛研究所の提供予定コマ数は、約1700万コマ）	
	平成23年	3月30日	平成23年内閣府告示第14号（23.3.30）により、図書館（史料室）は歴史資料保有施設に指定される。	
		9月1日	1 戦史部から戦史研究センターへ 2 図書館史料室から戦史研究センター史料室へ ※将来的には防衛省内にとどまらず、日本における戦史研究の「センター（中核）」にしたいとの期待を込めてのことだった。 平成23年9月に「戦史部」の組織を改編するとともに、図書館史料室を取り込んで、「戦史研究センター」となった。戦史研究センターでは、従来から行われてきた我が国の戦史研究に加えて、歴史となりつつある我が国の戦史研究に加えて、歴史となりつつある我が国戦後の安全保障政策史研究及び各自衛隊のニーズが高まっている国際紛争史研究を所掌するとともに、史料室は戦史史料の管理・保管・公開等を所掌している。 平成23年9月1日の改編で、図書館史料室から戦史研究センター史料室となり、引き続き史料閲覧室において史料の一般公開を継続している。なお、所蔵史料数は、約154000冊に達している。 史料室の任務：①戦史史料を保存し、及び利用に供すること ②戦史史料の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。 ・内閣府告示第272号（23.9.1）により平成23年内閣府告示第14号（23.3.30）における防衛省防衛研究所図書館（史料室）の項中、「図書館」を「戦史研究センター」に改められる。	

11

時間	年代	主要年表	内容	画像
	平成28年		防研の移転に伴い市ヶ谷へ	
			未来へ向けて！	
防衛研究所戦史研究センター史料室では、戦史史料の保存と閲覧及び調査研究の三業務を核として、貴重な旧陸海軍史料を次世代につなげていけるよう邁進				

12

使用を予定する写真等の一例（一部を抜粋）

東京府立博物館

小幡時代の戦史室

明治神社

明治神社境内図
(昭和11年2月)

東京府立博物館
明治神社境内図
(昭和11年2月)

明治神社境内図
(昭和11年2月)

明治神社境内図
(昭和11年2月)

13

別表5 戦史室組織図（昭和42年度）

芝浦時代の戦史室

市ヶ谷時代の戦史室

別表5 戦史室組織図（昭和42年度）

市ヶ谷時代の戦史室

市ヶ谷時代の戦史室

市ヶ谷時代の戦史室

14

